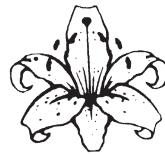


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和2年7月3日(金曜日)

号外第45号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ	1
○告示		
環境への負荷の低減に関する指針の一部改正（環境農政・大気水質課） 化学物質の適正な管理に関する指針の一部改正（環境農政・大気水質課）	1 2	

告示

神奈川県告示第281号

環境への負荷の低減に関する指針（平成9年神奈川県告示第962号）の一部を次のように改正し、令和2年10月1日から施行する。

令和2年7月3日

神奈川県知事 黒岩祐治

1(1)中「無害な原料又は」を削る。
7(2)中「新エネルギー」を「再生可能エネルギー」に改める。
9中「の防止」を「の低減等」に改める。
9(1)中「規制基準を超過する」を「排出される」に改め、「記録すること」の次に「。また、可能な限り汚濁負荷の低減に努めること」を加える。

9(2)中「公共用海域の利用の態様等」を「水域」に改め、9に次のように加える。

(3) プラスチックの流出防止

公共用海域にプラスチックが流出することによる汚染を防止するため、樹脂ペレットを使用等する場合にあっては、次により環境中に樹脂ペレットが漏出することのないようにすること。

ア 管理体制の整備

樹脂ペレットの取扱いに関する作業管理マニュアルを策定し、その内容に基づき従業員等に対し教育を行うとともに、マニュアルの周知徹底を図ること。

イ こぼれ対策及び清掃等の徹底

作業に伴い樹脂ペレットがこぼれることのないよう、使い残した樹脂ペレットを保管する際には容器又は包装の口を塞ぐ等、注意して作業を行うこと。また、樹脂ペレットがこぼれた場合には、速やかに清掃及び捕集を行い、樹脂ペレットを回収すること。

ウ 委託処理時の対応

外部事業者に処理を委託する場合には、袋の破損等により樹脂ペレットが漏出することのないよう、適切な取扱方法について取決めを行うこと。

エ 捕集設備の設置

こぼれた樹脂ペレットが外部に漏出するおそれのある排

農政・大気水質課)

特定有害物質又はダイオキシン類による土壤の汚染状態その他の事項の調査及び汚染土壤による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講すべき措置に関する指針の一部改正（環境農政・大気水質課）

1

2

出溝及びピットには、網状のスクリーン等の適切な捕集設備を設けること。

11の次に次のように加える。

12 遺伝子の組換えを行う作業に伴う環境負荷の低減

(1) 排煙、排水等の適正処理

遺伝子組換え生物等（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第2条第2項に定めるものをいう。）の環境中への流出を防止するため、遺伝子組換えの作業に伴い発生する排煙、排水等について、適正に処理すること。

(2) 処理施設の維持管理

(1)の規定による処理を行う施設については、機能を適正に維持するため、定期的に保守管理を行うこと。

神奈川県告示第282号

化学物質の適正な管理に関する指針（平成17年神奈川県告示第12号）の一部を次のように改正し、令和2年10月1日から施行する。

令和2年7月3日

神奈川県知事 黒岩祐治

1(3)ア(i)中「、神奈川県化学物質安全情報提供システム」を削る。

1(4)イ(i)中「講じる」を「講ずる」に改める。

2(1)アを次のように改める。

ア 災害の想定及び環境リスクの把握等

(i) 国及び地方公共団体の公表する資料等により想定される地震の震度、津波又は洪水による浸水の深さ等の大規模な災害の情報を収集し、整理するとともに、これらの情報について定期的に更新するよう努めること。

(i) 次に掲げる化学物質の漏えい、流出等に関する危険度が高い設備を特定すること。

a 配管、フランジ等損傷を受けやすい設備

b 化学物質の漏えいが生じやすいメッキ槽、洗浄槽等の開放式の設備

c 化学物質を貯蔵するタンク、保管棚等の保管設備

(ii) 事業所の周辺地域に飲料水等の水源、住宅地、学校、

この公報は再生紙を使用しています

病院その他の環境上特に配慮すべき地域又は施設（以下「配慮施設等」という。）が存在するか確認し、それらの位置及び状況に関する情報を整理すること。

(イ) (ア)から(ウ)までにより収集し、整理した内容に基づき、施設が十分な耐震性を有しているかどうか、漏えいした化学物質が上水道の取水口に到達するおそれがあるかどうか等について確認し、災害及び事故の発生により化学物質の漏えい、流出等が生じた場合における環境リスク（化学物質が環境を経由して人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれをいう。）の内容及び程度を把握すること。

2(1)イ中「事故体制の整備」を「事故に備えた体制の整備等」に改める。

2(1)イ(イ)中「検討し、」の次に「次に掲げる事項について記載した事故及び災害への対応に係るマニュアルを整備し、かつ、当該対応のための」を加え、「講じる」を「講ずる」に改め、2(1)イ(イ)に次のように加える。

- a 事業所内における指揮命令系統及び連絡体制
- b 関係機関及び地域住民への通報体制
- c 応急措置及び汚染拡大防止策の実施方法

2(1)中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 施設及び設備等の整備

(ア) 環境汚染を未然に防止するため、アにより整理した情報等をもとに、施設及び設備について、次の措置を講ずること。

- a 災害及び事故の発生並びにこれらによる被害の拡大防止に備えた施設及び設備の立地及び配置に努めるとともに、地震による設備の損傷、津波又は洪水による浸水、地盤の液状化、電力等の喪失等の観点から、化学物質の漏えい、流出等の予防のための措置を講ずること。
- b 液状の化学物質を取り扱う場合には、化学物質の流出を防止するため、貯蔵施設の周囲への防液堤、側溝又はためますの設置、一時的な貯留施設の設置等、必要な流失防止措置を講ずること。
- c 異常の発見が容易にできる構造とすること。

(イ) 災害及び事故に伴う化学物質による環境汚染の拡大防止のため、通報及び連絡用の設備、緊急用資機材、防災資機材等の整備に努めること。

(ウ) 事業所の周辺地域に配慮施設等が存在する場合は、地形等を考慮して災害時及び事故時の対策の強化に努めること。

2(2)ア(ア)中「や流出等」を「、流出等」に、「講じる」を「講ずる」に改める。

県告示第510号) の一部を次のように改正し、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

令和 2 年 7 月 3 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

2(9)イ(イ)中 a 及び b を削り、c を a とし、d を b とする。

神奈川県告示第283号

特定有害物質又はダイオキシン類による土壌の汚染状態その他の事項の調査及び汚染土壌による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置に関する指針（平成24年神奈川